

令和2年3月3日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成30年(ワ)第752号 白保リゾートホテル建築工事差止請求事件

口頭弁論終結の日 令和2年1月28日

判 決

5 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実

10 第1 請求の趣旨

被告は、別紙1物件目録記載の各土地に、建築予定の別紙2物件目録記載の各建物を建築してはならない。

第2 当事者の主張

1 請求の原因

- 15 (1) 被告は、別紙1物件目録記載の各土地(以下「本件各土地」という。)を所有している。
- (2) 被告は、本件各土地上に、別紙2物件目録記載の各建物(以下「本件各建物」という。)から成るリゾートホテル(以下「本件ホテル」という。)の建築を予定している。
- 20 (3) 原告らは、本件各土地のある沖縄県石垣市宇白保に居住し、白保海域において、漁業若しくはシュノーケリングガイド業を営み、又はサンゴ鑑賞ボートツアーを主催する者である。
- (4) 本件各土地に本件ホテルが建築されれば、浄化不十分な排水が周辺海域に流入するなどして、サンゴ礁を中心とした生態系、自然環境に回復困難な損害を与えるおそれがあり、原告らの漁業行使権、営業権又は平穏生活権が侵害される。
- 25

(5) よって、原告らは、被告に対し、漁業行使権、営業権又は平穩生活権に基づき、本件各土地上への本件ホテル建築の差止めを求める。

2 請求の原因に対する認否

(1) 請求の原因(1)は認める。

5 (2) 請求の原因(2)の本件ホテルの建築予定計画があることは認めるが、現行の排水計画のままでは八重山保健所長との事前協議を終了できないため、被告において本件各建物の建築確認を受けることができず、現行計画に基づく建築工事に着工することは事実上不可能で、着工のおそれは一切顕在化していない。

10 (3) 請求の原因(3)は認める。

(4) 請求の原因(4)は否認する。

(5) 請求の原因(5)は争う。

理 由

1 証拠(甲8, 乙28)及び弁論の全趣旨によれば、①被告に合併される前の株
15 式会社石垣島白保ホテル&リゾートは、平成30年3月28日、本件各土地上に本件ホテルを建築する計画で、都市計画法に基づき、沖縄県知事から本件各土地の開発許可を受けたこと、②当該開発許可に際しては、開発許可後、本件各建物の建築確認申請までの段階で、その汚水排水計画について、同社が管轄の八重山保健所長と事前協議の上、浄化槽等の詳細設計を行い、その設置等の届出をして、
20 本件各建物の建築確認を受けることが予定されていたこと、しかし、③上記開発許可を受けた現行の汚水排水計画について、八重山保健所長が同社又は被告に対して指摘している問題点を解消できるに足る変更計画の見通しは、現状、立っておらず、本件各建物の建築確認が下りる具体的な見込みもないことが、認められる。

25 2 原告らも以上の事情を認識するに至って本件訴えを取り下げたものの、被告はこれに異議を述べた。

3 上記1の事実によれば、本件口頭弁論終結時において本件各土地に本件ホテルが建築される具体的なおそれはないというほかなく、原告らがその差止めを求める訴えの利益はない。

よって、本件訴えを却下することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法65条1項本文、61条を適用して、主文のとおり判決する。

那覇地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 平 山 馨

10

裁判官 坂 本 辰 仁

裁判官小西圭一は、出張のため、署名押印することができない。

15

裁判長裁判官 平 山 馨

物件目録

- 1 所 在 石垣市字白保兼久原
地 番 2080番3
地 目 原野
地 積 1,375.0平方メートル

- 2 所 在 石垣市字白保兼久原
地 番 2081番5
地 目 原野
地 積 24,178.0.0平方メートル

- 3 所 在 石垣市字白保兼久原
地 番 2081番13
地 目 原野
地 積 9,009.0平方メートル

- 4 所 在 石垣市字白保兼久原
地 番 2081番18
地 目 原野
地 積 378.0平方メートル

- 5 所 在 石垣市字白保兼久原
地 番 2102番11
地 目 原野
地 積 4,664.0平方メートル

以 上

物件目録

1 ホテル棟1棟

面積 3,970.2平方メートル

構造 鉄筋コンクリート造4階建て

最高高さ 17.4メートル

客室 165室

2 ヴィラ棟9棟

面積 4,094.1平方メートル

構造 鉄筋コンクリート造1階建て

最高高さ 6.0メートル

客室 36室

3 レストラン棟1棟

面積 473.3平方メートル

構造 鉄筋コンクリート造1階建て

最高高さ 7.0メートル

以上

これは正本である。

令和2年3月3日

那覇地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 玉城大地